

所管部課	まちづくり部 都市づくり課	部長	金子 秀之																		
件名	令和6年度東大和市木造住宅耐震診断費助成金交付要綱外7件について																				
	区分	1 審議事項	○ 2 報告事項																		
関係事項	条例規則	建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）…①、②、③、④ 東大和市補助金等交付規則…⑤、⑥、⑦、⑧																			
	部課機関																				
<p>1. 要 旨</p> <p>まちづくり部の所管する単年度要綱の制定について、以下のとおり報告する。</p> <p>(1) 制定する要綱</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単年度要綱名</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 令和6年度東大和市木造住宅耐震診断費助成金交付要綱</td> <td>都市づくり課</td> </tr> <tr> <td>② 令和6年度東大和市木造住宅耐震改修費助成金交付要綱</td> <td>都市づくり課</td> </tr> <tr> <td>③ 令和6年度東大和市木造住宅除却費助成金交付要綱</td> <td>都市づくり課</td> </tr> <tr> <td>④ 令和6年度東大和市分譲マンション耐震診断費助成金交付要綱</td> <td>都市づくり課</td> </tr> <tr> <td>⑤ 令和6年度東大和市街路灯電気料金補助金交付要綱</td> <td>都市基盤課（道路交通課）</td> </tr> <tr> <td>⑥ 令和6年度東大和・武蔵村山交通安全協会補助金交付要綱</td> <td>都市基盤課（道路交通課）</td> </tr> <tr> <td>⑦ 令和6年度東大和市自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱</td> <td>都市基盤課（道路交通課）</td> </tr> <tr> <td>⑧ 令和6年度東大和市雨水浸透施設設置補助金交付要綱</td> <td>下水道課</td> </tr> </tbody> </table> <p>※④以外の要綱は、令和5年度に単年度要綱として制定されていたものである。</p> <p>(2) 施行日 令和6年4月1日</p> <p>(3) 新規制定する要綱</p> <p>④令和6年度東大和市分譲マンション耐震診断費助成金交付要綱</p> <p>東大和市耐震改修促進計画に基づき、昭和56年5月31日以前に建築基準法に基づく確認を受けた分譲マンションの耐震診断費用に対する助成を行う。</p>				単年度要綱名	主管課	① 令和6年度東大和市木造住宅耐震診断費助成金交付要綱	都市づくり課	② 令和6年度東大和市木造住宅耐震改修費助成金交付要綱	都市づくり課	③ 令和6年度東大和市木造住宅除却費助成金交付要綱	都市づくり課	④ 令和6年度東大和市分譲マンション耐震診断費助成金交付要綱	都市づくり課	⑤ 令和6年度東大和市街路灯電気料金補助金交付要綱	都市基盤課（道路交通課）	⑥ 令和6年度東大和・武蔵村山交通安全協会補助金交付要綱	都市基盤課（道路交通課）	⑦ 令和6年度東大和市自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱	都市基盤課（道路交通課）	⑧ 令和6年度東大和市雨水浸透施設設置補助金交付要綱	下水道課
単年度要綱名	主管課																				
① 令和6年度東大和市木造住宅耐震診断費助成金交付要綱	都市づくり課																				
② 令和6年度東大和市木造住宅耐震改修費助成金交付要綱	都市づくり課																				
③ 令和6年度東大和市木造住宅除却費助成金交付要綱	都市づくり課																				
④ 令和6年度東大和市分譲マンション耐震診断費助成金交付要綱	都市づくり課																				
⑤ 令和6年度東大和市街路灯電気料金補助金交付要綱	都市基盤課（道路交通課）																				
⑥ 令和6年度東大和・武蔵村山交通安全協会補助金交付要綱	都市基盤課（道路交通課）																				
⑦ 令和6年度東大和市自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱	都市基盤課（道路交通課）																				
⑧ 令和6年度東大和市雨水浸透施設設置補助金交付要綱	下水道課																				
2. 経 過（現時点に至るまでの経過）																					
3. 留意事項（問題点等）																					
4. 主管部処理案（検討結果等）																					
庁議終了後、各主管課において速やかに事務手続きを進めたい。																					
5. 審議結果																					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。